

議案第52号

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年8月26日提出

沼田市長 星 野 稔

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

沼田市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「1歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に、「一部」を「全部又は一部（2時間を超えない範囲又は1年につき管理者が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。